添付資料１０

省令第２条第２項第１号ヌ及びルに関する書類

令和○年○月○日

文部科学大臣　殿

経済産業大臣　殿

住　所　○○県○○市○○－○○

名　称　○○株式会社　発起人

　国立大学法人○○大学

学長　氏　名

（法人名）及び（法人名）の役員（又は役員になろうとする者）が下記のいずれにも該当しないことを証明します。

記

１．（法人名）関係

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この（１）において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（２において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するもの
2. 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。２において同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの

２． （法人名）の役員関係

1. 精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
3. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
4. 産業競争力強化法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
5. 暴力団員等
6. 認定特定研究成果活用支援事業者が産業競争力強化法第二十条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定研究成果活用支援事業者の役員又はその無限責任組合員たる法人の役員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの